

教職大学院の動向と新学習指導要領への対応

教育学研究科高度教職実践専攻
石塚 等

はじめに

学校教育をめぐる諸問題が複雑化・深刻化する中、より高度で実践的な能力を備えた教員の養成が望まれている。

教員を取り巻く全国的な環境を見ると、近年の大量退職と大量採用の影響により、かつてのような先輩教員から若手教員への指導技術の伝達・伝承、教え合いが十分に図れない状況がある。これは神奈川県内の重要な教育課題の一つでもあり、学校内で教員の経験年数に著しく偏りが生じ、従来のように、管理職やベテラン教員が中心となって若手教員に対し指導技術や経験などを伝授する形での教員育成は困難な状況となっている。このため、職場における同僚性を生かした学びを支え合う関係の中での教員育成が急務となっていた。

こうした教育課題を踏まえ、同僚性を構築あるいは活性化させ、学校や地域が抱える諸課題に対して中心となって活躍できる教員の育成・養成を目指して、平成29年4月、本学に教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）が開設された。

教職大学院においては、具体的に

- ①学校や地域が抱える教育課題を認識かつ分析し、適切な教育・研究資源を活用しつつ、教員相互の同僚性を構築あるいは活性化して、課題解決のプロセスで学校や地域のリーダーとして活躍し、自らも成長する中核的中堅教員
- ②実践者として学び続けることと研究能力を身に付けることを通して、自ら教育実践上の問題を発見し、その解決に努めるとともに、学校経営の視点も自覚しながら、同僚性を支える一員として、新しい学校づくりに積極的に参画できる新人教員の育成・養成を目的としている。

一方、平成29年3月には小学校及び中学校の学習指導要領の改訂が行われ、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、育成を目指す資質・能力、外国語教育の充実

など教育内容の改善、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善、カリキュラム・マネジメントの充実など、小学校で平成32年度から実施される新たな教育課程の方向性が示された。新学習指導要領が目指す教育を実現するためには、高度で実践的な能力を備えた教員の養成は不可欠であり、教職大学院が果たす役割は大きい。

本稿では、教職大学院の創設から現在までの動向と新学習指導要領を考察するとともに、それらを踏まえ新学習指導要領が目指す教育の実現のための教職大学院の役割について考えていきたい。

1. 教職大学院の創設から現在までの動向

(1) 教職大学院の創設

近年の社会や経済、産業構造の大きな変化の中、様々な専門的職種や領域において、大学院段階におけるより高度な専門的職業能力を備えた人材育成が求められてきた。こうした背景の下、平成15年度に創設された「専門職大学院制度」では、放送、ビジネス、会計等の様々な職業分野での開設が進み、平成20年度からは教員養成分野を対象とした「教職大学院」が開設された。

教職大学院の創設を提唱したのは、平成18年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」である。

同答申においては、創設の基本的な考え方と目的について次のとおり指摘している。「教員養成の分野についても、研究者養成と高度専門職業人の機能が不明だった大学院の諸機能を整理し、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度を創設することが必要である。（中略）教職大学院は、当面、ⁱ⁾ 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、ⁱⁱ⁾ 現職教員を対象に、地域や学校における指導的

役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成の2つの目的・機能とする。」

教職大学院の制度の創設の背景や問題意識を整理すると、次の二つのポイントに集約できる。

①既設の大学院が研究者養成なのか、高度専門職業人養成なのかという役割や機能が不明確であったこと。

②既設の大学院における教育内容・方法について、学校現場での実践力や応用力などの教職としての高度の専門性の育成の面で十分発揮されてこなかったこと。

(2) 教職大学院の動向

教職大学院は、平成20年度の創設以降、着実に設置が進み、平成29年度現在では国立及び私立合わせて合計53大学において設置されている。年度ごとの設置数は表1のとおりである。

表1

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国立	15	18	19	21	39	46
私立	4	6	6	6	6	7
計	19	24	25	27	47	53

表1のとおり教職大学院は、平成20～22年度及び平成27～29年度にかけて集中的に設置されていることが分かる。これは、各大学が自ら設置を進めたというよりも、国の意向が強く反映されたものに他ならない。20～22年度にかけて先行設置された教職大学院は、国立では主に教員養成単科大学を中心としており、地域的にも偏在していた。

こうした中、設置の促進を提唱したのが、平成24年の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的向上方策について」である。

同答申においては「現在、教職大学院の設置されていない都道府県においては、大学と教育委員会との連携・協働により、教職大学院の設置を推進することが望まれる。」と提言した。

同提言を受けて文部科学省では、平成24・25年にかけて各国立大学の社会的役割の整理（ミッションの再定義）を行い、教職大学院の新設や拡充等を働きかけたことにより、平成27～29年度にかけて、教職大学院未設置の国立大学での設置が急速に進むこととなり、平成29年度現在では未設置の2件を除き45都道府県で設置されることとなった。

平成27年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」においては、「教職大学院については、量的な整備を行いながら、高度専門職業人としての教員養成モデルから、その中心に位置付けることとし、現職教員の再教育の場としての役割に重点を置きつつ、学部新卒学生についても実践力を身に付ける場として質的・量的充実を図る。」と指摘し、教職大学院を教員養成の中核的な機関として位置付け、一層の質的な充実と量的な拡大を進めようとする方向性が示された。

さらに、平成29年8月には、文部科学省の有識者会議の報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」が取りまとめられ、教職大学院の中長期的な方針が示された。それによると、

①国立教員養成大学では、修士課程のうち教員養成に関わる専攻は教職大学院への移行を原則とすること、

②国立の教職大学院は、学部を含む教員養成機能全体の充実をリードする役割や、現職教員の教育・研修機能を強化しつつ、教職全体を通じた職能成長を支援する役割など新たな役割を付与することなどを求めている。

(3) 教職大学院の成果と課題

上記報告書にあるように、今後の教員養成改革の一つとして提示されているのは、これまでの修士課程において、教育分野における研究者養成と高度専門職業人養成が一体的に行われてきたもののうち、高度専門職業人養成については教職大学院に移しその量的拡大を図ろうとする方向である。これまでも教育委員会から現職教員が修士課程に派遣され、教科専門の力量向上などに重要な役割を果たしてきた。教員の力量向上への寄与という面では疑うべくもないが、一方で修士課程への派遣は個人としての力量向上に重点が置かれ、学校全体あるいは地域全体への波及という面では十分でなく、派遣する側の教育委員会にとっての課題があったことも否定できない。

学校教育の更なる改善充実のために教員の資質・能力の向上は不可欠であり、ミッションを明確にした教職大学院での教員養成重視の方向は一定の理解はできる。

しかしながらその場合、これまでの教職大学院のミッションや在り方、カリキュラム編成などについての大きな見直しも必要と考える。例えば、現在の新任教員とスクールリーダーの養成・育成だけでなく、教員の一生涯

を通じた養成・育成の場として考えるべきだろう。また、教育委員会との連携を一層を強固にし、より学校現場や地域の教育課題に即したカリキュラム編成が可能となるような弾力化も必要である。

2 新学習指導要領の趣旨と課題

(1) 新学習指導要領が目指す教育

平成 29 年 3 月 31 日、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂された。これまでの学習指導要領の改訂においては、専ら教育内容の変更に注目が集まっていたのに対し、今回の改訂では、主体的・対話的で深い学び、カリキュラム・マネジメントなど、指導方法や指導技術、教育課程や指導のサイクルの改善・充実に関わる事柄が注目を集めている。

新学習指導要領は、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下、「平成 28 年答申」という。）を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を基本理念として掲げている。

同答申では、2030 年の社会の在り方とその先も見通した姿を考えることが重要とし、近年の社会変化が人間の予測を超えて加速度的に進展し、将来の社会を予測することが困難な時代になったと分析している。今回の改訂では、「将来の社会変化が予測困難な時代」と位置付けた上で、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合い関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、「よりよい社会の創り手」になるようにすることを大きなねらいとしている。

よりよい社会の創り手となるために打ち出されたのが「社会に開かれた教育課程」であり、次の三つの側面から考えられている。

- ①新学習指導要領の理念の学校と社会との共有化
- ②育成すべき資質・能力の教育課程における明確化
- ③社会との連携・協働の推進

①は、よりよい学校教育を通じて「よりよい社会の創り手」という理念を学校と地域社会とが共有化することである。子供の人間形成は、学校教育だけでなく家庭や地域社会との連携の中で生まれていくものであり、連携・協働に当たっての第一歩となるものであろう。

②は、「よりよい社会の創り手」となる子供たちに対して、育成すべき資質・能力とは何なのか、その際に各教科、総合的な学習の時間、特別活動はどのような役割

を果たすのかについて学校の教育課程全体の中で明確にすることである。

③は、上記①及び②を踏まえ、地域社会と学校とが連携・協働し学校を支援する体制を構築し、これまでの学校での授業補助や ICT 活用等による学習支援などの支援活動を一層推進していくことである。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善

新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を

- ①知識及び技能
- ②思考力、判断力、表現力等
- ③学びに向かう力、人間性

の三つの柱で整理し、これらのバランスのとれた育成を目指している。

これまでの学習指導要領は「何を学ぶか」（教育内容）を中心にした記述であったが、新学習指導要領では、

- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）、
- ②そのために「何を学ぶか」（教育内容）、
- ③「どのように学ぶか」（主体的・対話的で深い学び）

などの視点に立って整理されている。

特に注目されるのは、主体的・対話的で深い学びという指導や授業改善の視点を示したことである。それでは、主体的・対話的で深い学びとは、どのようなものか、平成 28 年答申では、以下の三点から整理されている。

- ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ②子供同士の協働、教職員や地域の人々との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

これまでの中央教育審議会における議論では、平成 26 年 11 月の中央教育審議会への諮問や平成 27 年 8 月の教育課程企画特別部会の論点整理において「アクティブ・ラーニング」という表現が提示されてきた。これは、教員による一方的な講義形式の授業から子供たちの能動的な学習による授業への転換を図ろうとする意図で使われ、教育関係者の中で広く流布され一定の波及効果は

あったと言えるだろう。一方で具体的な指導方法を型にはめようとするものではないか、新しい指導方法を開発しないといけないのかなどの誤解を受ける面もあった。新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」という表現により、授業改善の視点という面が強調され、趣旨がより明確になったと評価できる。

これまで、授業を公開して意見や考えを交換し学び合いながら、よりよい授業に向けて取り組む授業研究が全国各地で実践され、大きな成果をあげてきた。新たな指導方法を模索し開発することに目を向けるのではなく、これまでの優れた教育実践や指導方法の蓄積を踏まえて、授業研究や校内研修などの場を通じて「主体的・対話的で深い学び」の視点から改めて授業を精査することが大切である。こうした優れた授業実践や指導方法の蓄積を確実に若手教員に対して継承していくことも重要である。

これまでの学習指導要領においては、指導方法の工夫改善に関して、指導上の配慮事項としてその重要性や推進が記述されている程度であったのに対し、今回、「主体的・対話的で深い学び」という授業改善の視点が示されたことは画期的なことと考える。

(3) カリキュラム・マネジメントの推進

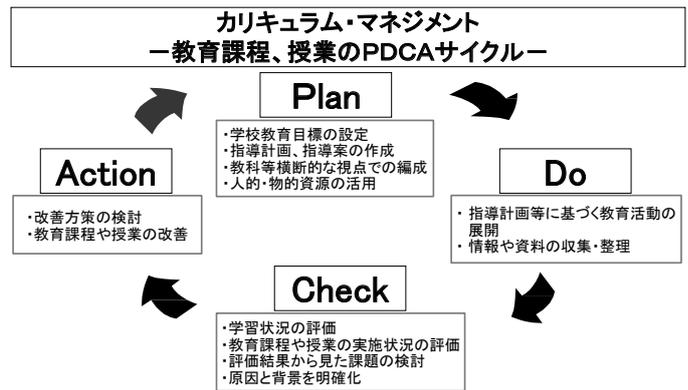
今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びと並んでカリキュラム・マネジメントが注目されている。

カリキュラム・マネジメントについては、新学習指導要領の総則において次のように定義している。

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）に努めるものとする。

- 上記の定義を分析的に見ると、
- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること。
 - ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること。（P D C A サイクル）
 - ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。
- の三つの側面から考えることができる。

図1 教育課程、授業のP D C A サイクル



新学習指導要領において新たにカリキュラム・マネジメントに関する記述が盛り込まれたが、従来から文部科学省発行の学習指導要領解説総則編には、教育課程の評価と改善について、P D C A サイクルに基づく教育課程や授業の質の向上の重要性が示されている。一方、学校現場においては、教育課程の評価が改善に結び付いていない、評価が形骸化しているなどの指摘もある。今回、カリキュラム・マネジメントが新学習指導要領に盛り込まれたことを契機に、真に授業改善や教育課程の改善に結び付くよう取り組んでいくことが大切である。

(4) 新学習指導要領実施上の課題

新学習指導要領が小学校で平成 32 年度、中学校で平成 33 年度からそれぞれ全面実施されるが、実施上の課題について、何点か提起したい。

①各学校における着実な準備

平成 30 年度から新学習指導要領への移行期間に入る。移行期間においては、新学習指導要領の実施に向けての着実な準備が必要となる。特に、小学校においては現行の平成 29 年度、移行期間の平成 30・31 年度、新学習指導要領の平成 32 年度で授業時数が変わることとなる。新学習指導要領への円滑な移行を見通しながら、移行期間中の教育内容や授業時数を検討することが必要となる。

また、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善やカリキュラム・マネジメントについては、直接教育内容に関わるものではないので、新学習指導要領の実施をまって取り組むという考えではなく、直ちに研究や検討を重ねて取り組んでいくことが大切である。

②教育環境に関わる条件整備の充実

新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視

点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校での教科外国語の導入、先行実施の特別の教科道徳など、様々な要請に応じていくことが必要となる。新学習指導要領における様々な要請に応え、その趣旨を実現するためには、まずは教員が授業やその準備にじっくりと取り組むことができるようにすることが重要である。

そのためには、現在の教員の業務の多忙な実態を解消し、教材研究など授業準備に取り組める時間や子供と向き合える時間をしっかりと確保できるような条件整備（新学習指導要領の要請に見合う教職員定数の改善、学校における業務の適正化など）が不可欠である。

③教員の資質・能力の向上

新学習指導要領における様々な要請に適切に対応するためには、教員一人一人の資質・能力の向上に向け教員養成や研修を充実させていくことが必要である。

教育委員会の担当者や現職教員を対象とした研修について学習指導要領の改訂を受け、文部科学省において、教育委員会や学校の教員を対象に、その趣旨の徹底や実現を図るための講習会が開催される。また、独立行政法人教職員支援機構や全国の教育センター等では、新学習指導要領の実施に向けての様々な研修会が開催される。教員研修の質的・量的な充実が望まれる。

教員養成の学部段階においては、新学習指導要領の趣旨や考え方、主体的・対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメントの意義や重要性などについてしっかりと理解させることが大切である。教職大学院においては、基本的な理解の上に立って、現職教員学生にあっては自校又は自身の課題解決に資することを旨とし、ストレートマスターにとっては新しい学校づくりに参画できること目指して、それぞれ発展的に学修させることが大切と考える。

新学習指導要領が目指す教育が実現できるか否かは、教育の担い手となる教員一人一人の力量にかかっており、そのためにも、教育環境に関する条件整備の充実と教員の資質・能力の向上は不可欠である。国、教育委員会、大学、学校の各々の立場から果たすべき役割を踏まえ、適切な対応を行うことが必要である。

3 本学教職大学院における新学習指導要領への対応

(1) 本学教職大学院における取組

本学教職大学院は、本年4月に14名の大学院生を迎えてスタートをした。14名の大学院生の現職教員学生・

ストレートマスター別の内訳は表2のとおりである。

表2

	計	原籍校の学校種別の内訳
現職教員学生	11名	小学校5名、中学校2名、高等学校2名、特別支援学校2名
ストレートマスター	3名	

①教職大学院教員養成・育成スタンダードの策定

本学教職大学院では、神奈川県教育委員会による教職大学院に要望する「到達目標」や横浜市教育委員会作成の「教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」等を参考に、「横浜国立大学教職大学院 教員養成・育成スタンダード」を策定し、これに基づきカリキュラム編成を行っている。

表3は、「横浜国立大学教職大学院 教員養成・育成スタンダード」のうち新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメントに特に関係の深いもの及び表4は開設科目の授業概要の一部を抜粋したものである。

表3 横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード（授業改善やカリキュラム・マネジメント関係抜粋）

領域	観点	項目	
		Aストレートマスター	Bスクールリーダー（現職教員）
II 教科等の指導と評価	(1)教育課程の編成	各種法規や学習指導要領を知るとともに、それに基づいて学校で行われる教育課程編成の重要性について理解している。	教育改革の動向や学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、地域の特性や学校の教育資源、児童生徒の実態などを考慮して、学校の教育課程についてのモデル案を示すことができる。
	(2)年間指導計画の作成	年間指導計画について、学習指導要領や学校の教育課程と結び付けて理解している。	学習指導要領に基づき、学習内容の系統性や他教科等との関連、学校の教育資源の活用などを考慮しながら、一教科以上の年間指導計画を編成することができる。
	(3)学習指導案の作成と授業の展開	学習指導案に求められるべき基本的な内容について理解し、作成することができる。	他の教師からの求めに応じ、学習指導案の作成や授業展開の方法について、適切な助言を行うことができる。
	(4)教材開発・指導方法の工夫	児童生徒の興味関心を高め、思考を促す教材開発の方法や、指導方法改善の重要性について理解している。	指導効果の高い教材を開発したり、課題解決型の学習や協働的な学びなどをデザインしたりすることができる。
IV 学校マネジメント	(3)カリキュラムマネジメントについての理解	カリキュラムを学校で作成・管理することの意味と方法を理解している。	これからのカリキュラムマネジメントに求められる方向性やP D C Aサイクルの重要性について理解している。

表4 横浜国立大学教職大学院開設科目の授業概要（授業改善やカリキュラム・マネジメント関係の科目抜粋）

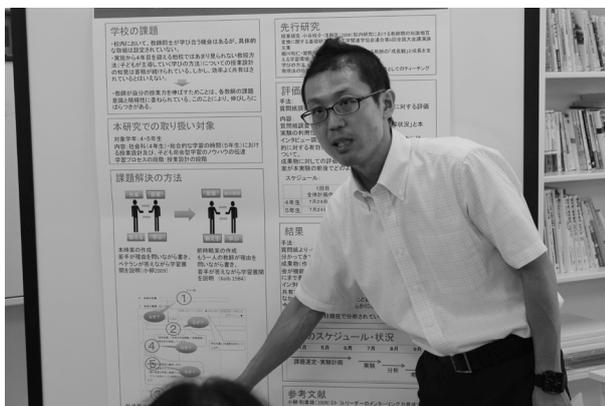
授業科目	授業概要及び授業計画(抜粋)
学習指導要領と教育課程の編成	教育課程の意義や教育課程に関する法令、学習指導要領の趣旨・内容、学習の評価、カリキュラム・マネジメントについて考えながら学習させ、学校において特色ある教育課程の編成に主体的に参画するために必要な能力を身に付ける。 授業計画: 教育課程の評価とカリキュラム・マネジメントの理解 カリキュラム・マネジメント分析(事例検討・発表)
授業デザインの理論と実践	学習指導要領及び学校の教育課程の編成方針に従って、学習内容の系統性等を踏まえ、目標設定、単元開発や授業づくり、教材開発、アクティブ・ラーニングを含む多様な指導方法、評価等の在り方を理解し、その改善に必要な能力を身に付ける。 授業計画: 指導と評価の一体化を踏まえた授業デザイン
基盤的な学力育成の理論と実践	学習指導要領の学力観の変遷、諸外国におけるコンピテンシーによる改革、PISA調査で測ろうとする学力などを概観するとともに、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた授業改善やアクティブ・ラーニングなどの指導方法の改善を図る能力を身に付ける。 授業計画: 指導方法・学習方法の充実の事例研究(アクティブ・ラーニング)
総合的な学習の理念とカリキュラム開発	総合的な学習の時間が創設された背景や目標を学習指導要領改訂の趣旨や要点に基づいて理解し、様々な事例を検証しながら学校の特色を生かしたカリキュラムの開発やカリキュラム・マネジメントについて学ぶ。また、実際に単元開発や授業構想ができる能力を身に付ける。 授業計画: 具体的な授業案の作成について

②学校課題の解決に向けた取組

現職教員学生は、原籍校における教育実践上の課題を研究主題に設定し、同僚性を高め学びを支え合う関係性を学校の中に構築する《メンタリング》の理論や手法を生かしながら、教育課題を分析し解決に向けて取り組んでいる（開設科目：「学校課題解決研究Ⅰ，Ⅱ」「チームメンタリング実地研究」）。

平成29年8月に開催した学校課題解決研究の中間報告会

写真 中間報告会の様子



告会においては多くの現職教員学生が授業改善をテーマとして取り上げている。

新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメントに関係するテーマとしては、授業改善：7件、カリキュラム・マネジメント：2件となっている。これら以外のテーマについても、チーム学校としての学校づくり、インクルーシブ教育という今日の重要な教育課題が設定されている。現職教員学生にとって新学習指導要領が求める授業改善やカリキュラム・マネジメントへの対応は、特に重要な教育課題との認識の上に立ち、その解決に向けて研究が進められている。

教職大学院の真の目的は、高度専門職業人としての質の高い力量のある教員の養成・育成である。本学教職大学院においては、新学習指導要領への対応をはじめとする昨今の教育改革の動向や学校現場のニーズや課題に適切に対応した、より一層の教育の充実に努めていきたい。

参考文献

中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18年7月)
 中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的向上方策について」(平成24年8月)
 文部科学大臣「初等中等教育における教育課程の基準の在り方について」(中央教育審議会 諮問)(平成26年11月)
 中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理(平成27年8月)
 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月)
 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月)
 小学校学習指導要領(平成29年3月)
 中学校学習指導要領(平成29年3月)
 「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」文科省有識者会議報告書(平成29年8月)